

## 東根市の障がい者雇用状況について

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 8 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数 ①	障がい者である職員の数 ※重度障害者：2名換算 ※短時間勤務：0.5名換算 ②	障害者雇用率 ※法定雇用率：2.8% ③ (②/①)	不足数 ④
R8. 6. 1 現在	491	16. 5	3. 36%	0. 0

(注意)

- 東根市は、障がい者の雇用の促進等に関する法律第 42 条の規定による特例認定を受けているため、東根市教育委員会に勤務する職員を合算しています。
- ①の「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- ④の不足数とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0. 0となることをもって法定雇用率達成となります。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0. 0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。